

令和3年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(9 月 8 日 提 案 分)

県 土 整 備 局

目 次

ページ

- 1 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表…………… 1
- 2 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）の概要…………… 2

1 神奈川県屋外広告物条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表

神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）新旧対照表

改 正	現 行
第 1 条～第 46 条 （略） （景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等） 第 47 条 法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、平塚市、 <u>鎌倉市</u> 、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市が処理することとする。 第 48 条～第 58 条 （略）	第 1 条～第 46 条 （略） （景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等） 第 47 条 法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市及び大和市が処理することとする。 第 48 条～第 58 条 （略）

事務処理の特例に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 41 号）新旧対照表

改 正	現 行																
第 1 条～第 3 条 （略） 別表（第 3 条関係）	第 1 条～第 3 条 （略） 別表（第 3 条関係）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～157 （略）</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 158 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) （略） </td> <td> 逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村 </td> </tr> <tr> <td> 159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) （略） </td> <td> 逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村 </td> </tr> <tr> <td>160 （略）</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	1～157 （略）	(略)	158 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) （略）	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村	159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) （略）	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村	160 （略）	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1～157 （略）</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td> 158 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) （略） </td> <td> <u>鎌倉市</u>、<u>逗子</u>市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村 </td> </tr> <tr> <td> 159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) （略） </td> <td> <u>鎌倉市</u>、<u>逗子</u>市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村 </td> </tr> <tr> <td>160 （略）</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	1～157 （略）	(略)	158 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) （略）	<u>鎌倉市</u> 、 <u>逗子</u> 市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村	159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) （略）	<u>鎌倉市</u> 、 <u>逗子</u> 市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村	160 （略）	(略)
1～157 （略）	(略)																
158 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) （略）	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村																
159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) （略）	逗子市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村																
160 （略）	(略)																
1～157 （略）	(略)																
158 神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(13) （略）	<u>鎌倉市</u> 、 <u>逗子</u> 市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村																
159 神奈川県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務 (1) （略）	<u>鎌倉市</u> 、 <u>逗子</u> 市、厚木市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、中井町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村																
160 （略）	(略)																

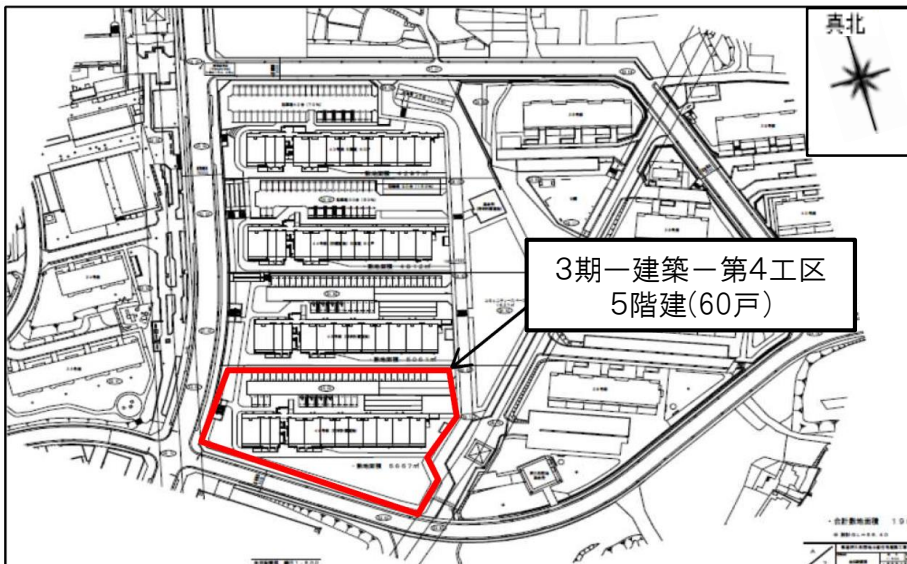
2 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）の概要

- (1) 工 事 名 称 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）
- (2) 工 事 場 所 横浜市瀬谷区阿久和南四丁目8－185外
- (3) 工 事 内 容 構造/階数 鉄筋コンクリート造 5階建
延床面積 3,996.18㎡（駐輪場を含む）
住戸数 60戸
- (4) 請負契約金額 10億8,937万700円
- (5) 請負契約者名 昭和・北沢特定建設工事共同企業体
代表者 昭和建設株式会社
代表取締役 工 藤 圭 亮
所在地 横浜市保土ヶ谷区和田1-13-21 工藤ビル2階

県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期一建築一第4工区）概要図



位置図



配置図

入札執行状況調書

工事名称 県営阿久和団地公営住宅新築工事（3期－建築－第4工区）

- 1 開札年月日 令和3年7月16日
- 2 落札額 1,089,370,700円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 99,033,700円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高 別表のとおり

(別 表)

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第 1 回入札高	
昭和・北沢特定建設工事共同企業体	横浜市保土ヶ谷区和田	昭和建設(株)	990,337,000	落札 (くじ引き)
門倉組・湘南ミサワホーム特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株)門倉組	990,337,000	(くじ引き)
エス・ケイ・ディ・コラム建設特定建設工事共同企業体	平塚市四之宮	(株)エス・ケイ・ディ	990,337,000	(くじ引き)
工藤・カナコー特定建設工事共同企業体	横浜市青葉区新石川	工藤建設(株)	990,340,760	
根本・今井特定建設工事共同企業体	横浜市港南区芹が谷	根本建設(株)	990,345,460	
安藤・杜企画特定建設工事共同企業体	横浜市磯子区中原	(株)安藤建設	990,345,460	
アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体	藤沢市大庭	アイグステック(株)	990,431,000	
小雀・大野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区小雀町	小雀建設(株)	990,431,000	
大洋・関野特定建設工事共同企業体	横浜市戸塚区戸塚町	大洋建設(株)	990,440,400	
匠・成瀬特定建設工事共同企業体	平塚市東八幡	匠建設(株)	990,440,400	
紅梅・大旭特定建設工事共同企業体	横浜市西区花咲町	(株)紅梅組	990,440,400	
松尾・信友特定建設工事共同企業体	横浜市鶴見区鶴見中央	(株)松尾工務店	990,444,160	
瀬戸・大神特定建設工事共同企業体	小田原市久野	瀬戸建設(株)	990,444,160	
三木・三共特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区青木町	(株)三木組	990,453,560	
小俣・サクラ特定建設工事共同企業体	横浜市南区新川町	(株)小俣組	1,053,500,000	
興建・若井特定建設工事共同企業体	川崎市中原区今井仲町	(株)興建	987,890,000	

N B ・ 中鉢特定建設工事共同企業体	横浜市神奈川区栄町	(株) N B 建設	989, 489, 239	
渡辺組 ・ 見上工業特定建設工事共同企業体	横浜市中区南仲通	(株) 渡辺組	989, 513, 560	
風越 ・ 露木特定建設工事共同企業体	横浜市中区相生町	風越建設 (株)	989, 669, 028	
日成工事 ・ 大場建設特定建設工事共同企業体	横浜市港南区上大岡西	日成工事 (株)	990, 208, 220	
大野土建 ・ 愛甲建設特定建設工事共同企業体	相模原市中央区田名塩田	大野土建 (株)	990, 243, 000	
小島 ・ 日翔特定建設工事共同企業体	厚木市栄町	(株) 小島組	990, 290, 000	
亀井工業 ・ 大勝建設特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業 (株)	990, 290, 000	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。